

## これって大丈夫? ～ 生活援助編 ～

ヘルパーだけ「あれ?これ大丈夫かな」とか、サ責だけ「私が出したヘルパーへの指示が間違ってる!」  
管理者だけ「この解釈で大丈夫か不安」という経験をお持ちの方も少なくないかと思います。

そこで、当会に寄せられる質問から一緒に考えてみましょう。

### 質問

利用者さんから生活援助で「キッチンの扉を拭いて欲しい」、「排水口の掃除をして欲しい」などの要望を受けます。何がよくて何がダメなのか、その違いがよく分かりません。どのように判断すれば良いでしょうか。

### 回答

訪問介護の現場において「可能」か「不可能」か判断に迷う場面があります。

私のところにもこれらに関連する質問等がよく寄せられます。その際、相談者に「これまではどうされていましたか」と尋ねると大抵は、ネットで検索か事業所内で相談してこれまで何となく対応してきたとの答えが返ってきます。また市役所の担当課に質問するにも躊躇してしまうと考える方も多いようです。

行政等が作成する一問一答 QA 集などを参照しても全ての行為が網羅されているわけではなく、似たような QA を参照してもスッキリしないことがあります。

第三者に「算定の可否」を問う場合、どこにご相談されても端的に○や×を付けられるものは限定されます。それは、利用者の置かれている環境や背景、生活習慣、持っている力、その行為の必要性や度合いなど見えないものが多すぎ、判断するに情報が欠落しているからです。それらが明確にない状況下での質問であれば、相手の主観や解釈によって答えは異なります。では、その根拠となる法律や告示、通知などからみてどうなのか。残念ながら全行為の可否が示されているわけではありません。

そうは言っても現場で働くヘルパーにとっては、日々寄せられる利用者からの要望をそのまま放置するわけにはいきません。そのため、こちらではそれらに対応する考え方について整理をしてお伝えしたいと思います。

### 私が日頃、判断基準としている主な3つのポイント

#### ①利用者自身でできる・できない。

工夫しても利用者自身ができない。または、代行することにより ADL や IADL の低下を招く恐れがないか（自立支援、重度化防止の視点）。これまでの生活習慣（いつもの暮らし）にそれらの行為はあるか。

#### ②家族等の支援者がいる・いない。

単なる日中独居ではなく、やむを得ない事情（介護負担が大きく共倒れが危惧されるなど）があるか。

#### ③不適切な事例に該当する・しない。

介護保険法や老計第 10 号、老振第 76 号などからみてどうなのか。

老計第 10 号※1において 生活援助とは、身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理等の日常生活の援助（そのために必要な一連の行為を含む）であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいう。（生活援助は、本人の代行的なサービスとして位置づけることができ、仮に介護等を要する状態が解消されたとしたならば、本人が自身で行うことが基本となる行為であるといえることができる。）

※次のような行為は生活援助の内容に含まれないものであるので留意すること

#### ①商品の販売・農作業等生業の援助的な行為 ②直接、本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為

※1. 平成 12 年 3 月 17 日 老計第 10 号 厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知 訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について

※2. 平成 12 年 11 月 16 日 老振第 76 号 厚生省老人保健福祉局振興課長通知 指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について

※3. 平成 21 年 7 月 24 日 介護保険最新情報 vol.104 事務連絡 適切な訪問介護サービス等の提供について

続いて、老振第 76 号※2 には、一般的に介護保険の生活援助の範囲に含まれないと考えられる事例として以下の記載があります。

1 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ・利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ・来客の応接（お茶、食事の手配等）
- ・自家用車の洗車・清掃等

2 「日常生活の援助」に該当しない行為

(1) 訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- ・草むしり
- ・花木の水やり
- ・犬の散歩等ペットの世話等

(2) 日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- ・家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・植木の剪定等の園芸
- ・正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理等

この老振第 76 号の内容は、重要事項説明書にも記載されている事業所も多いことから、皆さんにとってもお馴染みの文言だと思います。

では肝心のご質問である「扉」や「排水口」はどうなのか。それは程度しだいで「○」にも「×」にもなりうるでしょう。料理や食器洗いをすれば、油や洗剤も飛びますし、排水溝も残飯などを処分しなければすぐに詰まってしまう。調理後に飛んだ油をさっと拭い、調理後に排水溝のネットを変える程度は、日常的に行われる家事の範囲と考えれば答えは「○」です。しかし、これまで全く手入れがされておらず、扉がベタベタなものを拭きあげたり、排水溝がドロドロなのを掃除するのはどうか。大掃除や特別な手間や技術を要する場合には「×」だと考えます。

冒頭に書きましたが、全てにおいて端的に○や×を付けれるものばかりではありません。それを裏付ける根拠として、厚労省老健局からの事務連絡※3 では、「訪問介護におけるサービスの内容等については、老計第 10 号において示しているところですが、そのサービス行為ごとの区分は、例示として示したものであり、適切なケアマネジメントに基づくものであって、かつ保険者の個別具体的な判断により必要と認められるサービスについては、保険給付の対象となります。（中略）保険者にあつては、利用者にとって真に適切な介護保険サービスが提供されるよう、行為の内容のみで一律機械的に保険給付の支給の可否を判断することなく、必要に応じて介護支援専門員等からの情報を得るなどし、個々の利用者の状況等に依じた判断をされたい」と記されています。

押さえておきたいのは、専門職としてのホームヘルパーの役割です。

私たちホームヘルパーは、家政婦でも家事代行サービスやハウスキーパーでもありません。

適切なケアを行うには、適切なケアマネジメントが必要です。そのためには、誰よりも利用者の生活に近いヘルパーの皆さんが適切なアセスメント（単なる情報収集ではなく分析も含む）を実施していく必要があります。それらを基にケアマネジャーなどの多職種とカンファレンス（「コミュニケーション」と「コンセンサス」）を行い、そこで得た回答をもって保険者（市町村等）に確認していくことで、適切なケアとしてヘルパーがサービスにあたれると考えます。

今回の質問にご回答いただいた方のご紹介です。

介護福祉士・社会福祉士



いまおか のぞむ

今岡 望

CREDO介護福祉学院 学長

(枚方市訪問介護事業者会 前会長)

